



# 金 沢 市 公 報

第 3 1 4 0 号 の 4

令和6年(2024年)3月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

|                                       |     |                        |   |
|---------------------------------------|-----|------------------------|---|
| ◎ 目 次                                 | ページ | ● 病院事業管理規程             |   |
| ● 規 則                                 |     | ○ 金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部 |   |
| ○ 技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) | 1   | を改正する規程 (市立病院事務局)      | 2 |
| ● 公営企業管理規程                            |     |                        |   |
| ○ 金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課) | 1   |                        |   |

## 規 則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

金沢市長 村 山 卓

### ● 金沢市規則第2号

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和60年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「土木局に所属する」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号の作業に相当すると市長が認める作業

第9条第2項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号の作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が別に定める額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

### ● 金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第10号中「又は応急作業」を「、応急作業」に、「若しくは応急作業」を「又は応急作業」に改め、「調査」の次に「(以下「巡回監視等」という。)その他巡回監視等に相当すると管理者が認める作業」を加える。

別表第2中

|   |                             |       |        |    |
|---|-----------------------------|-------|--------|----|
| 「 | 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した者 | 1日につき | 1,080円 | 」を |
|---|-----------------------------|-------|--------|----|

|   |                             |                                                |    |
|---|-----------------------------|------------------------------------------------|----|
| 「 | 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した者 | 1日につき<br>1,080円                                | 」に |
|   | 巡回監視等に相当すると管理者が認める作業に従事した者  | 1日につき 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が別に定める額 |    |

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第7条第1項第10号及び別表第2の規定は、令和6年1月1日から適用する。

**病 院 事 業 管 理 規 程**

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月21日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、有毒薬物等取扱手当」の次に「、災害応急作業等手当」を加え、同項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 災害応急作業等手当は、職員が、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある地域の病院、避難所等において、医療活動その他これに相当すると管理者が認める作業に従事したときに支給する。

別表第5中

|   |           |                                                |    |
|---|-----------|------------------------------------------------|----|
| 「 | 有毒薬物等取扱手当 | 1日につき 230円                                     | 」を |
| 「 | 有毒薬物等取扱手当 | 1日につき 230円                                     | 」に |
|   | 災害応急作業等手当 | 1日につき 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が別に定める額 |    |

改める。

別表第6中

|                                                                                    |                                                                                    |     |   |   |    |   |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|---|----|---|
| 事務補助員、技術補助員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として管理者が定めるもの（医師事務作業補助、地域連携室事務及び看護助手に限る。） | 高校卒                                                                                | 1   | 5 | 1 | 29 | を |
|                                                                                    | 事務補助員、技術補助員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として管理者が定めるもの（医師事務作業補助、地域連携室事務及び看護助手を除く。） | 高校卒 | 1 | 1 | 1  |   |

|                                                        |                                         |     |   |   |   |    |   |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----|---|---|---|----|---|
| 事務補助員、技術補助員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として管理者が定めるもの | 看護助手（病棟に勤務する看護助手に限る。）                   | 高校卒 | 1 | 8 | 1 | 32 | に |
|                                                        | 医師事務作業補助、地域連携室事務及び看護助手（病棟に勤務する看護助手を除く。） | 高校卒 | 1 | 5 | 1 | 29 |   |
|                                                        | 医師事務作業補助、地域連携室事務及び看護助手以外のもの             | 高校卒 | 1 | 1 | 1 | 25 |   |

改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条及び別表第5の規定は令和6年1月1日から適用し、改正後の別表第6の規定は同年2月1日から適用する。
- 3 改正後の別表第6の規定を適用する場合には、改正前の別表第6の規定に基づいて支給された給与は、改正後の別表第6の規定による給与の内払とみなす。

令和6年(2024年)3月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄